

暮らしの文化はぐくみ事業「親子で体験！京の伝統芸能」企画運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、暮らしの文化はぐくみ事業「親子で体験！京の伝統芸能」企画運営業務を民間事業者へ業務委託するため、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）方式によって選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 事業の目的

京都市では、京都に伝わる様々な無形文化遺産を大切に守り、未来に引き継いでいくため、独自の仕組みである「“京都をつなぐ無形文化遺産”制度」を平成25年4月に創設し、これまでに「京の食文化」、「京・花街の文化」、「京の地蔵盆」、「京のきもの文化」、「京の菓子文化」、「京の年中行事」の6件を選定し、伝統文化の振興に努めている。

本事業は、無形文化遺産のうち、伝統芸能に焦点を当て、次代を担う子供たちに対して、京都市や伝統芸能の指導者等が一体となって、伝統芸能を体験できる機会を新たに設けることにより、子供たちの体験機会を拡充し、併せて地域文化・地域人材の掘り起こしを図ることを目的とする。

3 内容

別紙「仕様書」のとおり

4 参加資格

京都市契約事務規則等に準拠し、次の条件を満たす法人とする。なお、契約締結後であっても、応募者が以下の条件を満たしていないことが判明した場合には、本実行委員会は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されているものであること。
- (3) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない法人であること。特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした法人でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。また、法人及びその役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- (7) 京都市契約事務規則第40条の規定により、本市の承認なしに委託業務内容を他の

事業者に再委託しないこと。

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限
1, 500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
ただし、会場使用料は委託金額に含まない。
- (3) 契約期間
契約締結日から平成31年3月29日（金）までとする。
- (4) 委託費の支払条件
精算払いとする。
- (5) その他
 - ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
 - イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

6 参加手続等

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うものとする。

- (1) 各種必要書類の提出
 - ア 提出書類及び提出部数
 - (ア) 参加表明書（様式1）
印鑑を押印したもの1部、押印していないもの3部
 - (イ) 会社概要（様式3及び冊子等）4部
 - (ウ) 業務実績申告書（様式2）4部
平成27年度以降に行ったイベント運営業務の実績について記載すること。申告内容については、必要に応じて発注元に確認する場合がある。
 - (エ) 見積書（任意様式）
印鑑を押印したもの1部、押印していないもの3部
提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。
 - (オ) 企画提案書（任意様式）4部
イベント運営に係る企画提案を行うものとする（スケジュール、運営体制を含む）。様式は、A4（縦横自由）とし、その他作成ソフト、頁数等は特に定めない。内容に関しては、別紙提案要求仕様書を十分理解したうえで、7（2）審査基準を参考に作成するものとする。

イ 提出期限

参加表明書 平成30年11月15日(木)午後5時(必着)

参加表明書は、上記期日までに郵送、FAX又は電子メールで1部を提出し、それ以外の書類(以下「企画提案書等」という。)提出時に改めて上記ア(ア)記載の部数を提出すること。

企画提案書等 平成30年11月19日(月)午後5時(必着)

郵送または持参により提出すること。

ウ 提出先

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル2階

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課 担当：田頭，川又

電話：075-366-1498 / FAX：075-213-3366

電子メール：bunka-hogo@city.kyoto.lg.jp

(2) 質問

プロポーザルに関して質問がある場合は「質問書」(様式4)に記載し、「6 参加手続等(1)ウ提出先」に記載するメールアドレスに、「プロポーザルの質問」と件名を記入し、当該ファイルを添付して、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

ア 質問者

本プロポーザルに対して質問できる者は、上記「4参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

平成30年11月9日(金)午後5時

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答

質問への回答は、平成30年11月13日(火)までにホームページに掲載する。

(3) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書等

参加表明書及び企画提案書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- (ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (オ) 全ての提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、暮らしの文化はぐくみ事業「親子で体験！京の伝統芸能」企画運營業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。選定委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問合せには応じない。

また、必要に応じて参加者には、企画提案に係る説明を求める場合があり、その場合には、参加者に別途通知するので、説明ができる者を選定委員会に出席させることとする。

(2) 審査基準

評価項目は次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定する。

ただし、最も高い評価点を得た者であっても一定の評価点（180点/300点）に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

【企画提案】

- ・本事業の目的を理解し、仕様書に基づいた企画提案となっているか。
- ・事業を効果的に実施するための工夫がなされているか。
- ・本市が仕様書で要求する項目以外のもので、効果的な追加提案があるか。
- ・京都における伝統芸能の現状や課題を踏まえた提案となっているか。

【実施体制等】

- ・提案内容を安定的に実施できる体制、スケジュールとなっているか。
- ・同種又は類似業務の実績は十分であるか。

【見積金額】

- ・見積について妥当な金額であるか。

(3) 選定委員会の体制

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長（委員長）

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課担当課長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課文化遺産普及活用係長

(4) 通知

選定結果については、全ての参加者に対して電子メールで通知するとともに、京都市のホームページ上（入札・公募型プロポーザル情報）に参加した事業者及び評価点を公表する。

(5) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

8 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時、本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。